□眺望保全区域・鳥羽湾眺望重点ゾーンの基準

基準表Ｂ、基準表Ｃについては、当該ゾーンに係る景観形成基準のみを抽出していることから、各基準の最初の番号が「１」から始まらない場合があります。

各景観形成基準の番号はP11～P20参照とし、別冊の景観形成基準解説書の図解番号と一致しています。

行為の対象となるゾーンの該当する景観形成基準のみ、

主に配慮した内容を記入してください。

基準表Ｃ

※表中「別表１～２」「別表３」は、「３　景観形成基準」参照

【眺望保全区域：鳥羽湾眺望重点ゾーン（眺望景観重点地区（近景））】

| 項目 | | | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適合 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規  模  ・  配  置 | Ｃ１  高さ | | １．建築物等の各部分は、、城山、、ミキモト、等からなる緑の稜線をできる限り超えないよう配慮すること。 |  | □ |
| ２．城山公園の視点場から鳥羽湾の水面が見通せる高さ以下に抑えること。ただし、明らかに眺望景観保全のための措置をし、良好な景観の形成に寄与する行為であると市長が認めるものはこの限りでない。 |  | □ |
|  | Ｃ２  形態  意匠 | | １．塔屋を設ける場合は、その壁面や屋根が主体となる建築物等と一体感のあるものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| ２．建築物等は、、、ミキモト、、等から成る自然景観に配慮し、特に視点場から視認される部分については、眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| ３．建築物等の高層部や塔屋への過剰な装飾は避け、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| 形  態  意  匠  形態意匠 | Ｃ３  屋根 | | １．主体となる建築物等及び塔屋の屋根は勾配屋根とするか、屋上や塔屋部分に軒を設けるなど、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｃ４  色彩 | | １．建築物及び工作物の外観の色彩は、別表１～２の数値基準に加え、高さ10ｍを超える部分については別表３の数値基準のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。 |  | □ |
| ２．、、ミキモト、、等から成る自然景観への良好な眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
|  | Ｃ５  外壁 | １．建築物等の高さ10ｍを超える部分の外壁のうち、基調となる色彩については、海岸や丘陵の自然景観となじむ低彩度色を基本とする。 |  | □ |
|  | Ｃ６  屋根 | １．建築物等の高さ10ｍを超える部分の屋根については、海岸や丘陵の自然景観となじむ低彩度色を基本とするとともに、自然景観から突出する高明度色は避けるものとする。 |  | □ |
| Ｃ７  素材 | | １．視点場や対岸、航路等から視認できる部分への反射性素材の使用は避け、対岸や航路等からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｃ８  附属建築物  ・  附属設備 | | | １．設備機器類は、視点場又は漁港周辺から視認できる屋上や塔屋への設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合はルーバー等で遮へいするなど、眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｃ９  夜間の照明 | | | １．過剰な光を周囲に散乱させる屋外照明の使用は避け、夜間の眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｃ１０  電気・通信  施設 | | | １．尾根上や山の斜面など、対岸や航路等からの眺望を妨げる場所への設置は避けること。 |  | □ |
| Ｃ１１  太陽光発電  設備 | | | １．視点場から視認できる場所や山の斜面への設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、人工物（土台や支柱を含む）の存在感や反射光を軽減させる工夫をすること。 |  | □ |
| Ｃ１２  風力発電  設備 | | | １．尾根上や山の斜面など、対岸や航路等からの眺望を妨げる場所への設置は避けること。 |  | □ |
| Ｃ１３  その他 | | | １．日和山、安楽島、ミキモト真珠島、坂手島、答志島等から成る自然景観の形成に支障となる建築設備、工作物を設けないこと。 |  | □ |